

## 電気通信大学副学長規程

平成16年 4月 1日

改正

平成20年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第11条第2項の規定に基づき、副学長に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(選考)

第3条 副学長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

(任期)

第4条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、副学長の任期の末日は、当該副学長を指名する学長の任期の末日以前でなければならない。

3 学長が解任され、辞任し、若しくは欠員となった場合には、当該学長の指名に係る副学長は、次期学長が就任する日の前日をもって、副学長職を免ぜられるものとする。

(校務をつかさどる場合の命令)

第5条 学長は、第2条の規定により、校務をつかさどることを命ずる場合にあつては、当該副学長がつかさどる権限及び期間を定め、文書により命ずるものとする。命ずる内容の変更及び撤回についても同様とする。

2 前項に定める文書は、当該副学長に交付するほか遅滞なく公表するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。